

後見人ができないこと

1 本人の日用品の購入に対する同意・取消

自己決定の尊重の趣旨から、本人が生活するために必要な食料品や嗜好品その他の日用品の購入は、成年後見人等の同意を必要とせず、取り消すこともできません。

2 事実行為

事実行為とは、食事や排泄等の介助や清掃、送迎、病院等への付き添いなどの行為を言います。成年後見人等は契約等の法律行為を行うのであり、本人に事実行為の必要が生じたときには、介護保険やその他の制度を利用し、ヘルパーなどの専門家にゆだねることになります。成年後見人等の事務の範囲ではありません。

3 医療行為への同意

医療行為というのは病気や怪我を治療する行為であり、予防接種や歯科治療など比較的簡単なことから、手術や延命措置等広範囲に及びます。

しかし、これら本人に対する医療行為等に対する判断は本人固有のもので、代理権の及ぶものではないとされており。しかし、実際には、医療機関や福祉施設から本人に対する医療行為について、判断を求められることが多いのも事実です。

医療行為に対する同意は、成年後見人等の事務の範囲ではありません。親族がいる場合には親族に、いない場合には医師に判断をゆだねていきます。

4 身元保証人・身元引受人・入院保証人等になること

福祉施設の入所契約書には、身元保証人・身元引受人を連帯保証人としている場合がありますが、成年後見人等は「財産管理」の中で入所費用の支払いをし「身上監護」の事務を行うのであり、これらに就任することは事務の範囲に含まれていません。

5 居住する場所の指定(居所指定権)

成年後見人等には、代理権の範囲に応じて福祉施設等の入退所に関する契約をする権限がありますが、「自己決定の尊重」の趣旨から実際の入退所については、本人の同意が前提であり強制する権限はありません。したがって、本人が一人暮らしで、このままでは本人の生活の維持や療養看護を十分にできず、福祉施設等に入所が必要な場合でも本人の同意が必要になります。ただし、緊急の場合や本人の判断能力の状況によってはやむを得ないこともあります。

手続きの流れ

申し立てから審判までの期間は事案にもよりますが、3～6ヶ月以内

1 家庭裁判所へ申し立て

↓ 申請書類提出

2 家庭裁判所の調査官による事実の調査

↓ 申立人、本人、成年後見人候補者が家庭裁判所へ呼ばれ事情を聞かれます。

3 精神鑑定 ※鑑定費用は3万～5万

↓ 後見、保佐開始の審判をするために精神状況について医師その他適当な者に鑑定をさせる。補助に関してはかかりつけ医の診断書で可能ですが、判断能力が困難な場合は鑑定を行います。

4 審判

↓ 申し立て書に記載した成年後見人候補者がそのまま選任されることが多い。家庭裁判所の判断で弁護士や司法書士等が選任されることがあります。

5 審判の告知と通知

↓ 家庭裁判所から審判書謄本をもらいます。

6 法定後見開始

東京法務局にその旨が登記されます。

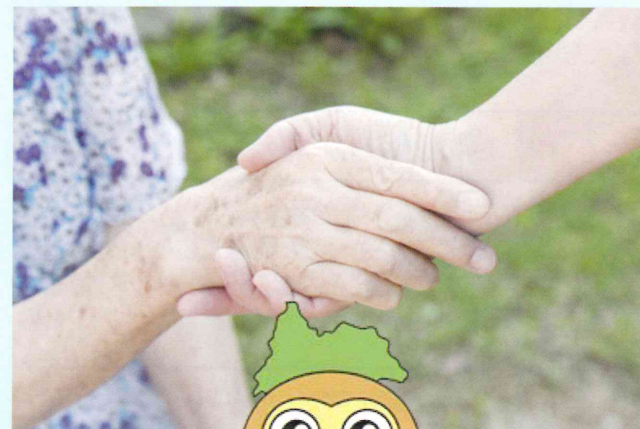
一般社団法人 宮崎県社会福祉士会
権利擁護センター ぱあとなあ宮崎
(宮崎県社会福祉士会事務局)

〒880-0007 宮崎市原町2-22 宮崎県総合福祉センター 人材研修館3階
TEL0985-86-6111・FAX0985-86-6116

権利擁護センター ぱあとなあ宮崎

一般社団法人 宮崎県社会福祉士会

安心して自分らしく生きるために
成年後見制度の利用を社会福祉士が
お手伝いします



権利擁護センターぱあとなあ宮崎とは

成年後見人養成研修を修了し、家庭裁判所に名簿登録を行った社会福祉士が、家庭裁判所の依頼により後見人や保佐人、補助人となります。判断能力の低下した方の財産管理など、適切な福祉サービスの利用など、本人に代わって契約行為を行っています。

成年後見制度

認知症や障がいなどで、判断能力に不安のある方々をサポートする制度です。財産の管理や日常生活における契約などを代理することにより消費者被害などの予防・解決に役立ちます。

成年後見制度の種類

本人の判断能力によって3つの類型が選ばれます。

後見 判断能力がない方

自分で判断や行動することができない状態の方。後見人には取消権が付与されます。また包括的な代理権のもと、支援を行います。

保佐 判断能力が著しく不十分な方

ある程度のこと（日常の買い物など）は自分でできる状態ではあるが、重要な契約行為などに不安のある方。一定の行為に代理権・同意権が付与されます。

補助 判断能力が不十分な方

ほとんどの行為は自分でできるが財産上の重要な行為を一人で行うことに不安のある方

どんなことをするの？

財産の適切な管理や必要な金銭の支払いを行い、本人が不利益な契約をしてしまった際には、契約を取り消して生活を守ります。

社会福祉士が行う成年後見活動

社会福祉士は専門職後見人と呼ばれ、社会福祉士の他弁護士、司法書士などが専門職後見を行っています。社会福祉士は福祉、医療など幅広い知識と相談支援の技術を兼ねそろえた専門職です。身上監護（生活のコーディネート、調整）のスペシャリストとして、本人に寄り添い支援を行っています。

専門職後見人の中でも、多くの受任実績があり、信頼性も高く、適切な業務活動を行っています。



身上監護の具体例

- 家賃の支払いや、契約の更新など
- 老人ホームなどの介護施設の各種手続きや費用の支払い
- 医療機関に関する各種手続き
- 障害福祉サービスの利用手続き
- 相談支援
- 本人の状況に変化がないか定期的に本人を訪問し生活状況を確認 等

被後見人の方は福祉的な支援が必ず必要です。

社会福祉士は各種の福祉制度や医療などの知識に加え、人を思う心を生涯通じて学習しています。

他の専門職後見人とは違い、身上監護の部分で特に力を発揮しています。



ばあとなあ宮崎の活動

- ・定例会（毎月：事例の検討や各懸案事項の協議）
- ・基本実務研修（年1回）
- ・継続研修（年1回：様々な制度や法律などについての研修）
- ・家庭裁判所との協議（年数回）

社会福祉士のネットワーク（連携）は幅広く、様々な機関と連携し、支援を行っています。

